

# 自動販売機設置仕様書

## 1 設置事業者公募物件

所在地	設置場所	設置場所の寸法		販売種類
		幅	奥行	
津山市領家1446番地 津山圏域クリーンセンター	管理棟 1 F 自販機コーナー	1.1m以内	0.7m以内	清涼飲料水 (カン・ペットボトル)
	工場棟屋外スペース	2m以内	1 m以内	

注) 設置場所の寸法は、自動販売機 1 台と回収ボックス込みの寸法とする。

ただし、管理棟 1 F 自販機コーナーは自動販売機 1 台の寸法とし、回収ボックスの設置場所は組合が別に指定する。

## 2 設置許可期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の設置を許可することができると判断した場合は、令和 5 年 4 月 1 日から 2 年間を限度に、引き続き設置することができる。

## 3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

### (1)大きさ及びデザイン

①大きさ 自動販売機 1 台あたり（回収ボックスの面積を含む），設置場所ごとに定める幅、奥行きの範囲内（設置場所の寸法内）で、高さは概ね 2.0 m 以内とすること。

②デザイン 公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。

### (2)環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

### (3)安全対策

①自動販売機の設置にあたっては、安全対策として、JIS 規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

②食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を尽くすものとする。

③硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内装置であっても、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

#### (4) 使用済み容器の回収

- ①回収ボックスの設置 原則として自動販売機 1 台に 1 個以上の割合で自動販売機脇に設置する。
- ②回収ボックスの規格
  - ア 素材 プラスチック製又は金属製とする。
  - イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。
  - ウ その他 使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。  
また、回収ボックスは分別を徹底させるため販売種類に対応するものとする。
- ③使用済み容器の処理 容器包装リサイクル法など、関係法令に基づいて適切に回収し処理する。

#### (5) 自動販売機の設置及び管理運営

- ①設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ②設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
- ③設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において迅速に対応すること。
- ④関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- ⑤水道水を使用する機種の設置はできない。

#### (6) 遵守事項

- ①使用を許可した組合有施設（以下「使用許可施設」という。）を自動販売機及び回収ボックスの設置場所とする用途以外の用に供してはならない。
- ②使用許可施設の原状を変更してはならない。
- ③使用許可施設の転貸及び賃借権の譲渡をしてはならない。
- ④契約に係る自動販売機及び設置事業者が施した造作を第三者に譲渡してはならない。
- ⑤契約により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。
- ⑥売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出又は実地での調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。
- ⑦組合有施設に設置する清涼飲料水等自動販売機に関する要綱を遵守すること。組合

有施設に設置する清涼飲料水等自動販売機に関する要綱に改正がなされた場合は、その規定を遵守すること。その場合、組合は設置事業者に対して速やかに通知する。  
※遵守事項を守らず、設置者の責めに帰すべき事由により設置許可を取り消され、契約を解除されたときは、当該契約に係る違約金として、売上納付金の年額10パーセントに相当する額を組合に対し支払わなければならない。

#### 4 販売商品の種類等

- (1)種類 清涼飲料水、コーヒー等の飲料（アルコール飲料、いわゆるノンアルコール飲料を除く）とする。  
(2)価格 標準販売価格（定価）以下とする。

#### 5 行政財産使用料

使用許可を受けた自動販売機の設置面積（回収ボックススペースを含む）に応じて、組合の算定する行政財産使用料を、組合の定める納付期日までに組合に納付すること。

設置場所	(参考) 令和3年度における行政財産使用料※
管理棟1F自販機コーナー	21,192円
工場棟屋外スペース	1,200円

（※上記は、既存の設置面積に係る使用料（年額）で、年により変動します）

#### 6 電気使用料等

電源は組合が用意する。なお、電気使用料は徴収しないものとする。

#### 7 売上納付金

契約書に基づき、毎月の売上実績額に入札時に落札した売上金納付率を乗じた金額を、定める期間ごとに組合へ納付すること。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。なお、納付期日までに売上納付金を納付しない場合は、当該期日の翌日から納付した日までの期間に応じ、当該未納金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第266号）第8条第1項に規定する率を乗じて算出した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を延滞金として徴収する。

#### 8 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

#### 9 設置場所の返還

自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して組合の確認を受けなければならない。

## 1 0 自動販売機設置に伴う事故

組合の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

## 1 1 商品等の盗難及び破損

- (1) 組合の責に帰することが明らかな場合を除き、組合はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

## 1 2 現地確認

設置場所を直接確認したい場合は、組合に電話連絡し、組合の業務等に支障の無い範囲内で実施すること。

連絡先 津山圏域資源循環施設組合 事務局  
TEL 0868-57-2221

## 1 3 その他

その他、組合有施設に設置する清涼飲料水等自動販売機に関することは、「組合有施設に設置する清涼飲料水等自動販売機に関する要綱」に定めるところによる。